

提出 2022 年 12 月 18 日
日：

研究促進期間制度 研究実績報告書

所属学部・研究科	身分	氏名
法務研究科	教授	米津孝司

研究期間	以下1～4より、取得した研究機関を選択し、該当番号を右欄にご記入ください。
	1. 2022年4月 1日 ～ 2022年9月20日
活動報告	研究期間中に実施した研究活動を具体的にご記入ください。 海外活動補助費を受給した方は、海外活動の内容が分かるようにご記入ください。
	デジタル・トランスフォーメーションを中核とする第4次産業革命とそれに伴う経済産業構造の変化に伴いその実効性を低下させる強行的労働法と団結権保障の体系的・原理的な再構成を、労働法学方法論の裏打をもって遂行するため、オランダ・アムステルダム大学法学部のエーベルト・フェアフルプ教授の協力を得ながら文献研究及び現地のギグワークの実態調査を行った。ギグワークについてはプラットフォームを介した職業紹介・仲介のシステムが急速な進化を見せており、その中でも特筆すべきは、パートタイマーや有期などの、日本で言うところの非正規雇用労働者の権利、さらにフリーランサーの各種権利について、プラットフォームの利用者に周知されていることが判明した。またギグワークに限らず、ネットを介した職業紹介・仲介において、労使双方における事前の身元証明や各種の法的規制についての周知と注意喚起が徹底されており、日本でありがちなブラック労働の可能性が極力排除される仕組みが整っていることが理解できた。このようにオランダでは、産業4.0が企業社会と労働世界に及ぼす負の影響に対する対処が行われており、強行法的な労働者保護の機能低下に対して、労使への教育と啓発、コンプライアンス倫理の向上を通じて対応する動きが進んでいる。また研究促進期間を利用して、ドイツ・ケルン大学法学部のヘンスラー教授古稀記念論文を執筆し、完成させた。憲法13条に根拠するコミュニケーション的な権利を労働法の体系・原理の中核におき、合意論・契約基礎理論、及び対話的合理性と動的システム論をコアとする法学方法論を通じて、労働法とその学の体系的・原理的な再構築を具体化する内容で、ドイツや欧州の労働法学会にいかなる影響を与えるか、今後の展開を注目している。
得られた研究成果について	上記の研究活動の結果、得られた研究成果についてご記入ください。
	上記のヘンスラー古稀記念論文（独文）のほか、現在、研究促進期間における研究成果をベースに、契約的合意と共同体の倫理の関係を懲戒法理にそくして論じる論文を執筆中である。

得られた成果を踏まえ、今後どのように研究を発展させる計画か、ご記入ください。

今後の
計画に
ついて

プラットフォームエコノミー、Ai技術の進化に伴う産業・経済・社会構造の変化と、強行的労働者保護と団結権保障をコアとする労働法の原理体系の変化と進化に関する研究をさらに継続してゆく計画である。